

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

ゼビオ株式会社

代表取締役社長 諸 橋 友 良

第37回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第37回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第37期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき、15円（年間30円）と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社の株式は株式振替制度に一齐移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、その他必要と認められる字句の修正等を行ない条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は135,000,000株とする。</p> <p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条（単元未満株式の買増し） 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>（削 除）</p> <p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4. （現行どおり） <p>第9条（単元未満株式の買増し） （現行どおり）</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 〵 (条文省略)</p> <p>第41条</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、</u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 〵 (現行どおり)</p> <p>第40条</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

- 第3号議案** 取締役5名選任の件
本件は、原案どおり、諸橋友良、大滝秀雄、北沢猛、谷代正毅、石綿学の5氏が再選され、それぞれ就任いたしました。
なお、谷代正毅、石綿学の両氏は、社外取締役であります。
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり佐々木庸雄氏が新たに選任され就任いたしました。
なお、佐々木庸雄氏は、社外監査役であります。
- 第5号議案** 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
本件は、退任監査役渡邊航氏に対し在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は監査役の協議に、一任することで承認可決されました。

以 上

代表取締役の選定について

本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役が選定され、就任いたしました。

代表取締役社長 諸 橋 友 良

以 上

期末配当金のお支払について

第37期の期末配当金は、本定時株主総会の決議により、1株につき15円をお支払することになりましたので、同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）でお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

なお、すでに銀行等への振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認くださいようお願い申し上げます。